

平成25年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年6月5日(水曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|------------------------|--|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 報告第1号 | 平成24年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
(町長提出) |
| 日程第 3 | 報告第2号 | 平成24年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
(町長提出) |
| 日程第 4 | 報告第3号 | 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について
(町長提出) |
| 日程第 5 | 承認第1号 | 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第1号 | 人権擁護委員の推薦意見について
(町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第2号 | 那珂川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について
(町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第3号 | 那珂川町税条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第4号 | 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について
(町長提出) |
| 日程第10 | 発委第1号 | 那珂川町議会委員会条例の一部改正について
(委員長提出) |
| 日程第11 | 発委第2号 | 議員の派遣について
(委員長提出) |
| 日程第12 | 陳情第3号 | 宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出を求める陳情
(総務企画常任委員長報告) |
| 日程第13 | 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について | (委員長報告) |
| 日程第14 | 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について | (委員長報告) |
| 日程第15 | 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について | (委員長報告) |
| 日程第16 | 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について | (委員長報告) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	13番	石田彬良君
14番	小川洋一君	15番	鈴木和江君

欠席議員（1名）

12番 橋本操君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	塚原富太君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	大金清君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進室長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	穴山喜一郎君	農業委員会事務局長	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	益子定徳	書記	板橋了寿
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が、12番、橋本 操君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。

◎一般質問

○議長（鈴木和江君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 塚 田 秀 知 君

○議長（鈴木和江君） 3番、塚田秀知君の質問を許可します。

塚田秀知君。

[3番 塚田秀知君登壇]

○3番（塚田秀知君） それでは、皆さん改めましておはようございます。

一般質問を行います。

人口減少対策についてを質問いたしますが、この問題は非常に大きな問題で奥が深く、また幅が広く、今回質問を伸ばし次回にしようか悩みましたが、あえて質問をすることにしましたが、うまく執行部と土俵の上で相撲をとることができるか私も自信がありません。どう

か、執行部の明快でわかりやすい前向きな回答をまずもってお願いいたします。

平成24年4月1日那珂川町の人口は1万8,779名でした。平成25年同じく4月1日の人口は1万8,519名と260名の人口減といった状況で、単純計算でも10年で今の状態が続くと、2,600名の減となります。しかし、現実の問題として年々高齢者がふえ、さらに人口減少数が大きくなるのは明白で今後の大きな課題であり、国も県もいろいろな施策をしているが、これといった成果が出ていないのが現状であると考えます。

町としてもいろいろと手を打っていることも認識しているが、まだまだ手を打てることはあると考えます。そうした考えのもと、次の件について4項目について質問をいたします。

1つ目は、減少対策について先ほども話しましたようにいろいろな施策がなされているが、今までの施策の中で一番効果的な施策と思われるものは何かについてをお伺いいたします。

2つ目として、現在も人口減少対策に取り組んではいるが、今まで以上に早急に取り組む必要があると考えるが、何が最も重要な施策かについてを伺います。

3つ目として、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が公表した2040年の県人口推計によれば、当町を含め茂木、塩谷町などが人口4割減と予想されている。人口問題は当町としての取り組みはもとより、減少問題を抱える市町が連携して対策を考えていくことも重要ではないか。

については那珂川町がリーダーとなりサミットなどを開いていく考えはないかについてお伺いいたします。

平成22年の国勢調査によれば、当町の未婚者数は20歳から49歳までの方が2,300人強おり、こうした方々に1人でも2人でも一日も早く結婚をしていただき、子供を産んでいただき、人口減に貢献していただくことも大切なことと考えます。もちろん当町にはボランティアによる結婚相談所があり、日夜活動している方々に感謝を申し上げているところではありますが、4つ目としてそうした方々のためにも行政として未婚者の相談窓口を設ける考えはないかについて伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ご質問の人口減少政策についての第1点目の人口減少対策で一番効果的な施策は何かについてお答えをしたいと思います。

一昨年の議員の質問にもお答えしましたが、総合振興計画の基本構想に掲げておりますと

おり、町では若者の定住、就業の場の確保のためにこれまで積極的に企業誘致活用や地場産業の振興を図り、人がにぎわい、活力のあるまちづくりを推進してまいりました。

しかしながら町の人口は年々減少し、合併後の7年間で約1割近く減少しております。特に若年層の町外への流出は年々増加している状況にあり、人口の減少は地域活力の減退にもつながる喫緊の課題と認識しております。

若者の人口流出の原因として考えられるのは、大学等進学時における町外への転出もありますが、一番の課題は高校や大学と卒業後の就職時に地元で若者を受け入れる雇用の場が少なく、町に戻ってきたいと思っても戻って来られない状況にあります。

このような人口流出に歯どめをかけるためには雇用創出を図るための企業誘致等をより一層推進していくことが一番効果的な施策であると私は考えております。

議員ご承知のとおり、桜乳業の大平工業団地へ進出や、県北木材協同組合による旧馬頭東中学校への跡地への進出、そして加ト吉水産栃木工場跡地での、タテヤマの操業開始、また旧谷川小学校校舎の校舎を活用して福祉介護施設にし苑の開所など、企業誘致等の具体的な成果が出始めておりますので、今後とも私は積極的に企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

第2点目の今後人口減少対策に取り組む最重要課題が何かについては、町外からの移住者を含めた定住促進を図る上で、生活の基盤となる住宅の確保については、優先事項の一つとなることから、空き家情報の提供や高手の里等を活用しての住宅建築、そして多様化する若者のライフスタイルに応じた住環境整備など、定住につなげる支援体制も検討してまいりたいと考えております。

若者が住んでみたくなる、住んでよかったと思える元気な町にするためには、今後とも行政と今住んでいる住民が一体となつての協働のまちづくりを推進し、きめ細かな定住につながるような施策が最重要施策であると認識しておりますので、次代的那珂川町を担い、地域力を高めるための若者の定住に向けてさまざまな観点から地域住民の皆さんと協議、検討を重ね、まちづくりのための施策を推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんのご協力をよろしくお願いをいたします。

3点目の町が人口問題のサミットを開催する考えはないかとの質問ですが、現在定住自立圏構想の中心市である大田原市と2市6町による定住自立圏構想の内容を協議、検討しているところでございます。圏域内で人口減少の取り組みについて最重要課題として各種の施策を研究してまいりたいと考えておりますので、町としては今のところサミットを開催する考

えはありません。

第4点目の未婚者の相談窓口を行政として設ける考えはないかの質問であります。当町におきましては那珂川町結婚相談所設置条例に基づき、結婚相談員を委嘱し、現在19名の相談員の皆さんにボランティアとして結婚相談、あるいは媒酌活動にご尽力をいただいているところであります。

相談員は、結婚を希望する方の媒酌人カードを作成し、結婚相談やお見合いの場の設定など媒酌活動を積極的に行っていただいておりますが、なかなか成果が上がらないのが実情です。

また、広報なかがわに結婚相談員の名簿等の掲載や、ケーブルテレビにおいて所長談話を放送するなど、結婚を希望する皆さんに結婚相談の周知を行っているところであり、相談員の方々の個別情報によっても対応をいただいているところです。

結婚に関しては個人の身上にかかわることであり、相談員との信頼関係も重要となることから公開の相談窓口を設けておりませんが、相談を希望される方は町結婚相談所の事務局には住民生活課において担当しておりますので、申し出をいただければ事務局から相談員にお取り次ぎさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、今後とも独身の町民の皆さんがよい伴侶に出会えるようさまざまな機会やイベントを通じて、那珂川町結婚相談所として相談事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 再質問をさせていただきます。

町長が言われたように、企業を誘致していることは私もよく存じております。また、そういったことで人口減少に歯どめをかけようという努力については認めるところでありますが、そういった企業誘致、あるいはいろいろな施策をやっておりますが、それに伴って例えば町への勤め人がふえたとか、転入者が逆にふえたとかというふうな数字的な変化はつかんでいくかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 数字的なものはちょっとつかんではおりませんが、地元雇用がかなりの数字でふえていると思います。特にパート等を含めると、タテヤマとか先ほど出ました県北木材協同組合等もそうでございます。また、夢創造、これは温泉トラフグにつ

きましてはトラフグの養殖場、それからきょう新聞に出ておりますが、扇の館のレストラン等にも馬頭高校の生徒さんを採用したというようなこともありますので、かなりの数字のものが出てくるのではないかと思います。ただ、Iターン、こちらに来てという方はなかなかいないのではないかなと想像はしています。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 今も言われたように、いろいろな施策を打っていただいて人口減少に歯どめをかけていることはよく理解しますが、というのは数字でつかめないと雇用がふえたんではないかというふうな憶測だけではちょっといかがなものかなというふうに思うんですよ。3月議会でも出ましたが、効果の把握というふうなものが必要ではないかというふうに思いますが、その辺についてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 効果の把握までということになりますとちょっとつかんではおりませんが、数字的にはこれから議員さんのほうにお知らせしたいと思います。どのぐらいと、工場立地奨励金とかという形で出ております。固定資産税の無料とかそういう形で数字が出ておりますので後日、きょうはちょっとお知らせできないかと思うんですが、数字は出せると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 数字が出ているというふうなことで安心しましたが、ぜひやった施策についてやはりその後の効果というふうなものを把握する必要があると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、2つ目の施策については定住圏をできるだけ那珂川町に住んでもらうような施策を打っていきたいというふうな話でしたが、具体的にどのような施策を考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 定住圏構想につきましては、この後協定関係の条例の制定等がございますが、その前ということですので、まず定住圏構想の中で大田原市、それから那須塩原市等につきましては、町からかなりの数字の従業員とか数の若者がお勤めに行

っております。その方を含めてこれからIターンを含めて那珂川町に住んでもらえるような定住対策、住宅政策等もやっていきたいなということで、定住圏構想の中から協議をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 今話がありました八溝定住自立圏構想の中で議論をしていくというふうなことでございますが、私もそれは非常に大切なことだというふうに思います。それでは、町として人口減少対策等委員会などを立ち上げる考えはないかお伺いしたいと思います。関係各課長で構成をして、組織のもとに対策をいろいろと立案することも大事ではないかと思っておりますが、そういう考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 担当課等を含めて人口減少にということになりますと、今の庁議がまさにそのものでございまして、総合振興計画、基本構想から含めまして毎年実施をしております実施計画のローリングなどをやっております。そのような形の中で実施をしていきたいと思っております。

ただ、今塚田議員がおっしゃいましたようなことは今年度立ち上げたいと思っております、別な形で那珂川元気プロジェクト連絡協議会というのをつくりたいと思っております。那珂川元気プロジェクト連絡協議会というものをつくりたいと思っております。今募集をかけております。構成につきましては、約25名程度を予定しております。公募で予定をしています。これにつきましても各課から推薦いただきまして、原則応募という形で募集をかけております。

この方に、今お話がありました人口減少対策、それから6次産業化の問題、それから町のイメージアップとかいろいろなことをここで議論をしていただきたいなと思っております。それを実動部隊ではなくて、この元気プロジェクト委員会につきましては政策を立案する委員会にしたいなと思っております。それをもとに今度は実動部隊のほうに投げかけるというふうな形の委員会をつくりたいと思っております。今募集をかけているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） これは桐生市のデータなんですけれども、せんだってインターネットで調べてみましたところ、桐生市では減少対策等委員会というふうなそのを立ち上げて、その中でいろいろ施策をやっているというふうなのがなされておりました。非常にいいことではないかなというふうに思いますので、あと質問が終わって休み時間になったらコピーなどして渡したいと思いますが、やはり先ほど来話しているように、これは大きな問題だと思うんです。今手を打たなくてはだめだというふうに思うんです。今手を打っても10年先、20年先しか効果は出ないんですよ、はっきり言いますと。やってすぐに効果が出るというふうな問題ではないというふうに私は思うんです。しかし、今やらなくていつやるんだというふうなことになると思うんですね。ぜひ前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

それから、サミットは開く考えがないというふうなことで、これは先ほど言った八溝定住自立圏構想の中で検討をしていくというふうな回答でございますが、私は那珂川町のトップがいろいろこうやると、マスコミにも取り上げられて非常にいいんじゃないかというふうに思うんです。やはりマスコミをいかに有効に使うかというふうなことも大きな仕事だというふうに考えておりますので、再度町長にお伺いしますが、いかがなものかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 今申されたように、茂木、それから塩谷、それと那珂川町が新聞等でご承知のように2040年には4割減少する、この3町が。そういう中でその一番減少率の多い3町でサミットをやったらどうかという話ですが、これは相手もあることですし、町村会でしょっちゅう会いますので話をしてみたいというふうに思います。いろいろやはりほかの2町もこの問題については相当深刻に考えているというふうに思いますのでね。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） ぜひ前向きに検討をしてリーダーシップをとってやっていただければというふうに思います。発想の転換というふうなことで今までの考えを180度変えるというふうなことも大切なことだというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、4番目の結婚相談員の窓口の件ですが、調べたところによると年間婚姻の受け付けをするのが平成23年度が67件、24年度が57件という状況で、子供はなかなか多く産む

というふうな状況ではありません。過去3年間の出生者数は3年間平均で、これは22年、23年、24年ですが、95名強という数字で自然死が同じく3年間で平均で272名という状況です。人口減少になるのが明らかです。

私は役場の職員でなくても定年退職した方を非常勤などで雇い、嘱託として週3日でも未婚者の結婚相談窓口を広くすることにより、結婚者が少しでもふえ、子供がふえ人口減少を少なくするようなことが望ましいと思いますが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 確かに深刻な問題ですね。結婚されない方が多くいるということで、町の結婚相談所がございますので、その方とのこれはやはり話し合いが必要かなと思いますので、窓口をつくることによって、やはり相談所とのかかわりも当然出てきますので、これから相談所と相談していきたいと思っております。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） ぜひ前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、企業で例えば10人以上の男女を雇用しているトップの方々に企業内結婚を奨励していただくようなことをお願いし、結婚が成立した場合、当町に居住の場合はその企業に何らかの奨励賞を出し、協力を依頼するようなことは考えられないか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 企業への奨励の件でございますが、現在結婚相談所といたしまして、本年度から町内の婚姻者を成立させた場合には表彰並びに報償金を交付するというような制度を相談所の総会のほうで予算化をさせていただきました。そういうことで、今のところは結婚相談員さん、それと結婚相談員さんとかかわった媒酌の方に対しては励みになるようにということでそのような制度を設けさせていただきましたが、企業内結婚につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 今も話したように、これは企業トップの人も私は結婚の問題については協力を要請してもしかるべきだというふうに思うんですね。ぜひそういうふうなことを考える時期に来ているのではないかと思うんです。企業だって人が少なくなれば維持できな

いわけですから、そういう意味でもそういった考えられることは全て手を打つというふうなことをしていかないと、なかなか減少問題に手を打つというふうなことは難しいと思うんです。

再度伺いますが、そういうふうな協力要請をする考えがあるかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） まさにそのとおりなので、企業にそのようなことについての要請をしていきたいと、そう思います。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） ぜひ実施をしていただきたいというふうに思います。

それから、これは22年の国勢調査のデータですけれども、先ほども話したように2,300人もの未婚者がいるというようなことなんですけれども、この未婚者に対して結婚をしないのはなぜかと、考えられる項目を挙げて、100人でも200人にでもアンケート調査を依頼して、その要因を分析し対策をとることも大切なことと考えますが、そういうふうなことをする考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） ただいまの議員さんからご提案がありましたアンケートにつきましては、未婚者の方のそれぞれの事情があると思いますので、抽出してアンケートというのは考えてはおりませんが、ただ、相談員さんがそれぞれの情報をお持ちになってございます。媒酌人カードもおつくりになり、それから独身者の把握をされている、そういった中でなぜ結婚をされていないのかというのを、各相談員さんにお持ち寄りいただいて、その中から分析をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） これは確かに個人の秘密というかそういうような判断はあると思うんですが、無記名で、そしてそういう調査をしてなぜというふうなものをやはりその要因を分析しないと私は対策の打ちようがないと思うんですよね。ただこの結婚相談員の方々の話を聞く、それも一つの方法だとは思いますが、やはり実際に結婚をしていない方、そういうふうな人の本音を聞くというふうな、要因はどこだというふうなことを確かめることが、やは

り対策をとる以上一番大切なことだと思うんです。

再度お伺いしますが、そういう考えがないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 確かにアンケートの必要性は感じておりますが、まずは今の現状、相談員さんがかかっている現状を分析した上で対策をするというのがまず手始めにやらないといけないことだと考えております。アンケートはその後必要であれば実施するかしないかを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 確かに結婚相談員の方の、今も言ったように話を聞くことも大事だと思うんですが、結婚相談員が結婚するのではないんだよね。未婚者が結婚するんですよ。どちらの要因をつかむことが大事かというふうなことだと思うんですね、私は。真の要因をつかむのはやはり結婚していない方の本音の心を聞くということが私は大事ではないかなというふうに思うんです。結婚相談員の方の意見を聞いても、結婚相談員が結婚をするならばなるほどというふうに思いますが、それでは真の対策は打てないのではないかなと思うんですけれども、町長はどう考えますか。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 結婚相談員の方が一番最前線で未婚者と接触しているわけですから、そういう情報をいろいろお持ちになっているとそう思います。そういうことで、まずは結婚相談員の方の意見を聞くといいますか、そのようなことから次は塚田議員が言っているようなことに進んでいくのが筋かなとそう思っております。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 私に言わせれば遅きというふうなことだと思うんですよ。だからそれだけ今まで緊張感がなかったと、はっきり言うとね、そう思われてもやむを得ないと思うんです。いろいろ施策を打っているではないか、確かに打っています。それは認めます。しかし、真の要因をつかむというふうなことが私は欠けているのではないかなというふうに思うんです。

問題は何かというのは、やはり真の要因をつかむということだ、私は会社勤めが長かった

ので、不良が出ればその不良の出た要因は何だと、その現象を捉まえて対策を打つわけですよ。決してこれはそれらの問題がイコールにはならないですけども、相手がいることで、すから難しいとは思いますが、やはり真の要因をいかにつかむかというふうなことについて一考を要するのではないかと思うんですが、再度伺いますがいかがなものでしょうか。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 確かにこれだけの結婚しない方がいますので、その原因は何かということを知る必要があるだろうということなんですが、まさにそのとおりですので、先ほど私、それから課長が言っているように、遅きに失しているのではないかと、こういうご意見でありますけれども、いろいろそれについては対策を今までもやってきたつもりでありますので、そういう意味で前向きにこの問題については取り組んでいきたい、そういうふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） ぜひ要因の解析に力を入れて、前向きにひとつ検討をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

最後になりますが、子供は宝だと言います。誰でも宝は多いほうがよいと考えていると思いますが、また、先ほども町長から話がありましたんですが、子供を産むか産まないか、結婚するかしないかはあくまでも個人の自由ですが、少なくとも産みたいが産めない人、結婚をしたいのにできない人の力になることも行政の私は責務だと考えます。私が質問をした中で減少対策になるかどうかは大した問題ではないというふうに思いますが、私が今話したことについて町長として何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 子供が少ないということは、ご承知のように若者が今余り子供を産まないとかいろいろ理由があるんでしょう。しかし、町としてもそれにそういうことを子供さんを産んでいただいて、その子供たちが親が本当に産んでよかったというようなそういう環境と申しますか、そういうものをいろいろと今政策としてやっているわけでありまして、なお一層そのような子供を産んで、安心して育てられるように、そのような環境整備をしていきたい、そう思っております。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） 最後にしようかなと思ったんですが、あと1点だけ再度伺います。

先ほども言ったように子供は宝だと言うんですね。それは誰もご存じだと思うんです。宝は私は多いほうがいいと思うんですが、町長はどう考えますか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 子供は多いほどいいですね。本当はいろいろな面で私は子供が多いほどいいと思いますよ。まず町のことを考えると人口がふえますし若者がふえますし、活気のある町になりますね。家族のことを考えた場合は、家族だって1人よりも3人、4人も多いほどいいと思います。

ただ、今ご承知のように子育てが大変なんですね。それで皆さんは1人とか2人になっちゃうんでしょうね。ですから、そういう多く子供さんを持てるような、そのような子育てを町としては支援していきたいし住環境の整備もしていきたい。若者がここに住んでもらえるような、そのような環境にしていきたいなとそう思います。

○議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

○3番（塚田秀知君） ぜひ子供は宝だといって、宝は多いほうがいいというふうなことも町長は同じだというふうなことなので、ぜひいろいろな施策はあると思いますが、前向きに検討をしていただいて、子供が産めるような環境整備にさらに力を入れていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木和江君） 3番、塚田秀知君の一般質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（鈴木和江君） 再開します。

◇ 益 子 明 美 君

○議長（鈴木和江君） 5番、益子明美さんの質問を許可します。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 5番、益子明美です。通告書に基づき4項目について質問いたします。

まず、児童・生徒に対する食物アレルギー対応について。

昨年12月に調布市の小学校で児童が給食を食べた後、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで死亡したという事故が起きました。私たちは食物アレルギーの恐ろしさを再認識するとともに、アナフィラキシーショックによる事故はどの学校でも起こり得るということを前提にした対応を考えなければなりません。

文部科学省が2004年に行った調査では、食物アレルギーを持つ児童・生徒の割合は2.6%、アナフィラキシー0.41%でありました。年々アレルギーを持つ子供が増加傾向にあるとされています。命にかかわる重要な問題ですので、町、教育委員会の対策は万全であるのか、お伺いいたします。

現在、那珂川町では食物アレルギーを有する児童・生徒は何人くらいいて、どのような対応を行っているのでしょうか。食物アレルギー対応については、学校、保護者、教育委員会が、児童・生徒の安全のために共通理解を図り、連携、協力していくことが重要であると考えられますが、それぞれの役割が示され、緊急時の対応がとられるようなマニュアルづくりがされているのかお伺いいたします。

児童・生徒の安全のために食物アレルギー対応の手引を作成し、現場の先生方が専門医からのアドバイス等研修を受けるべきと考えますが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

次に、特別支援教育体制の整備強化について。

2005年に制定された発達障害者支援法第2条第1項では、発達障害を自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいうと定義しています。何より重要と考えるのは、発達障害は基本的に生物的、医学的要因による障害であり、したがって本人のやる気の問題でも親のしつけによる問題でもありません。適切な教育を受ける機会が得られれば十分な学習能力を発揮できるものとされています。

このようなことから、第7条においては、市町村は保育の実施に当たっては発達障害児の健全な発達が他の児童とともに生活することを通じて図られるよう、適切な配慮を有するものとする。同法第8条では、国、都道府県、市町村は発達障害のある児童の状態に応じ、適切な教育的支援体制の整備、その他必要な措置を講ずる必要があることがうたわれています。また、第4条には国民の責務として、国民は発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し協力するように努めなければならない。また、第12条では、国及び地方公共団体は、発達障害がその発達障害のために差別されることなど、権利、利益を害されることのないようにするため、権利擁護のため必要な支援を行うものとする示されています。

私は、議会の一般質問において何度もこの問題について質問をしてきました。特別支援教育は障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもので、ともに生きるノーマライゼーションの考えが根底にあり、その実現のためには教育機関と医療機関の連携が欠かせないと思っています。

那珂川町に障害者と健常者はお互いに区別されることなく社会生活をともにすることが正常なことであり、本来の望ましい社会の姿であるという、このノーマライゼーションの精神は根づいているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

現在まで那珂川町では児童・生徒の一人一人の教育ニーズを把握した生活や学習上の困難を改善、または克服するための適切な教育が行われてきたのかお伺いいたします。

個別の教育支援計画はどのように作成されてきたのでしょうか。支援を要する児童・生徒への対応に学校全体が共通理解で取り組むなど特別支援教育の体制整備強化について、町はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、豊島区とのふくろう協定について伺います。

平成24年度はどのような交流を行ってきたのでしょうか。また、25年度の事業はどのようなものが計画されているのか、お伺いいたします。

人事交流をして都会の豊島区と自然豊かな里山地区の那珂川町のそれぞれの立場からお互いを生かす事業の立案ができるような人材育成をすべきではないかという提案を以前にもしましたが、町としてその後、そのお考えはないのかお伺いいたします。

豊島区は平成17年文化創造都市宣言をし、翌年文化芸術振興条例を制定し、文化と品格を誇れるまちづくりを進め、平成20年度に東京都で初めて文化芸術創造都市として文化庁から表彰されています。文化芸術の力により、地域の活性化に顕著な成果を挙げているのであり

ます。

那珂川町としても文化芸術に関する施設関係が充実していることもあり、そのノウハウを研修する、あるいは豊島区とお互いの文化資源を結びつけられるような文化交流事業を行う考えはないか、お伺いいたします。

県営の馬頭最終処分場問題についてお伺いいたします。

4月24日の新聞報道によりますと、県の処分場計画は搬入ルートを変更し、取得済み用地内で事業計画を変更し、改めて基本設計に着手するとしています。

そこでお伺いいたします。町はこの変更計画について、いつ、どのような説明を受けましたか。町は搬入道路の変更についてどのような見解であるのか、お伺いいたします。

基本設計と今後のスケジュールについては、いつ、どのよう公表されるのでしょうか。また、県と町は基本協定の中で、地域住民との合意形成に配慮しながら処分場を設置すると述べておりますが、このような強引な進め方でよいという考え方なのでしょうか。また、住民への説明会はいつ行われる予定なのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） 私からは3項目めの豊島区とのふくろう協定ですね、4項目めの処分場問題についての質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、昨年3月25日に文化観光を軸に相互交流を深めるとし、観光交流都市協定、ふくろう協定を締結いたしました。平成24年度実施いたしました交流事業は、豊島区のイベントの参加が3回、6月のフォーク・アンド・カンントリーウエストパークフェスティバル、7月の東京フラワーフェスタ・イン・池袋及び10月の友好都市観光物産展の会場で物産品の販売と町のPRを行いました。

一方、豊島区からは8月に企画した真のアユと温泉とトラフグを食する1泊2日のバスツアーで、区民の方に当町にお出でいただきました。そのほかにも上河原サンデー会による協働のまちづくり事業に、豊島区民の参加をいただき大豆の種まき、収穫、みそづくりなどで交流を深めています。

次に、平成25年度の事業ですが、6月1日、2日に実施されたフォーク・アンド・カンントリーウエストパークフェスティバルに参加したほか、昨年同様のイベントに参加する予定で、また、本年度は観光協会が事業主体となり、落ちアユシーズンに1泊2日の那珂川町グルメ

ツアーを予定しています。

次に、人事交流についての質問にお答えをいたします。

ふくろう協定締結前の平成23年12月議会において益子議員より提案をいただきましたが、そのときに答弁しており、文化や観光、物産を主とする観光交流との認識であり、まずは商工会や観光協会を中心に町と連携し、住民が参画主体となるような交流を考えております。

こういったことを踏まえ、今後交流が進んでいく中で、職員の人事交流についても検討をしていきたいと考えております。

次に、文化交流についてお答えをいたします。

豊島区は文化創造都市宣言や文化芸術振興条例の制定を行い、文化と変革を誇れる価値あるまちづくりを進めており、文化芸術創造都市として平成20年に文化庁長官表彰を受賞しています。ふくろう協定は、文化観光を軸とした相互交流を深めていくことで協定を締結しており、文化の薫るまちづくりのため観光交流とタイアップしながら進めていければと考えています。また、地域を活性化させるため、具体的にどのような文化交流ができるか豊島区とも協議をしていきたいと思っております。

次に、処分場問題に関する質問にお答えをいたします。

まず、（１）の搬入道路及び事業計画の変更の説明についてのご質問ですが、新たな搬入道路の用地取得に向けた取り組みについては、ことしの1月に県より説明がございました。その後、4月に新たな搬入道路用地を取得したこと、及び取得済み用地内での事業計画の変更を検討していく旨、情報提供がございました。

次に、（２）の搬入道路変更についての質問ですが、新たな搬入道路用地が決定したことに伴い、処分場建設事業が早期着工に向けて推進されることにより、長年の課題でありました北沢の不法投棄問題の解決が図れるものと思っております。

次に、（３）の基本設計と今後のスケジュール等についての質問ですが、現在の計画用地については7月末まで用地交渉が行われ、これまでに取得された用地内で事業計画を変更すると聞いておりますが、今後のスケジュール等については県で検討中と聞いております。

次に、（４）の地域住民との合意形成への配慮と住民への説明会についての質問ですが、まず、新たな搬入道路用地を取得した経緯等について公表を控えたことについては地権者にご迷惑にならないように配慮したためであり、ご理解をいただきたいと思っております。また、今後用地交渉が終了し、新たな事業区域が確定次第、説明会を開催すると聞いておりますので、県と町が締結した基本協定に基づき進められていると考えております。

なお、先日の県議会代表質問において、住民説明会には知事みずから那珂川町に出向き意見交換を行うと答弁されていることを申し添えておきたいと思えます。

その他の質問については、教育長及び担当課長から答弁をさせます。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

○教育長（小川成一君） おはようございます。では益子議員の特別支援教育体制について、私のほうからお答えをしまして、それ以外は担当課長から答弁させます。

まず1点目の児童・生徒の一人一人の教育ニーズを把握した適切な教育が行われたかという点についてですが、特別な支援が必要な児童・生徒の増加が顕著となる中、幼・保・小・中学校における特別支援教育体制の充実と発達障害への対応、そしてより早期からの気づきと支援の充実を図っていくことは重要なことだと考えております。特に一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援をすることが今求められております。

発達障害と言っても、先ほど議員のほうからご説明がありましたようにさまざまな障害がありまして、また、障害が同じでもその状態とか教育的ニーズはその子の発達や環境によってさまざまです。一人一人の教育的ニーズを把握し、特性に応じた指導、支援をより充実していくためには、特別支援教育担当教職員の増員、これは飛び出し指導や通級指導にもつながりますけれども、そういうものの充実、それから先ほどお話がありました個別指導計画による指導、支援等が考えられますが、現実的には担当教職員の増員等にはかなり困難な面があります。まずは目の前にいる子供たちを教師たちみずからがより深く理解しようという思いを大事に、校内のより多くの教師がかかわっていくことが大切であると考えております。

2点目の個別の教育支援計画の作成についてですが、子供の持っている力を最大限に発揮できるように、子供の学習面と生活面の全体状況を把握して指導目標を設定し、その目標達成のために教師はどんな場面でどのような手だてを行っていくかを決めて、実際の指導、支援に生かしていく、そのための道具としての個別の指導計画です。この指導計画は短期プランとして活用しますので、例えば1学期とか学期ごととか、半年ごととかそういうプランとして活用しますので、次に作成するときはこの作成基準に従っていくことになります。

3点目の特別支援教育体制の強化についてですが、今年度、全教職員の共通認識から始まる特別支援教育を合い言葉に、今年度新たに始めた施策について申し上げます。

1つ目として、特別支援学級の充実として、馬頭中学校へ情緒障害学級を新設いたしました。

2つ目として、昨年度から推進しております那珂川町幼保、小中連携教育の中の特別支援教育部会の中で、特別に支援が必要な子の情報を幼稚園、保育園、小学校、中学校でそれぞれ共有を図りながら一貫した指導体制で指導ができるよう推進していくことにしております。

3つ目として、特別支援学級担任と普通学級担任との授業交換を行い、より多くの教師が特別支援教育にかかわれるようにしたこと、これは先ほどお話ししました個別の指導計画を参考にしています。例えば特別支援教育担当の教職員が理科の得意な先生だとすると、ある学級に本人が出て、その学級の先生が特別支援学級を週に二、三時間を持つ、そういうふうにしてより多くの教師が特別支援教育にかかわるようにいたしました。

4つ目として、町単で小学校へスクールカウンセラーを配置しました。

5つ目として、特別支援教育について家庭への啓発活動と家庭教育の充実を図っていくことなどが挙げられると思います。特別支援教育担当の先生方をどう支えていくか、一人一人の子供たちの実態に合った指導法、教材の与え方をどうすればよいかなど問題は山積しておりますが、学校と連携しながら今やれることに全力で当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川和なみ子君） それでは、1点目の食物アレルギーへの対応についてですが、那珂川町の幼稚園や学校で食物アレルギーを持つ園児、児童の数は21名で、全体の1.5%の子が該当しております。

対応といたしましては、給食センターでは幼稚園、小・中学校から要望がありました園児、児童・生徒に対し、パン、牛乳の除去、それから献立表によりまして幼稚園、学校、本人が対応いたします。いずれも栄養教諭が献立作成の時点で成分表により、アレルギーのもとアレルゲンを拾い出して献立に表示し、要望のあった幼稚園、小・中学校及び保護者に配布し指導を行っております。

また、子供たちに給食を配る際には、養護教諭と担当で確認をいたしまして、最初にアレルギー対象者に除去した給食を配りまして、その後一般の子供たちに配っているという状況です。

2点目のマニュアルについてですが、当町においては対応の手引は作成されておきませんので、現在は県のマニュアルに基づいて対応しております。その内容は、食物アレルギー対応を始めるに当たって必要なことがステップごとに示されておりまして、緊急時の対応についても対応できる内容となっております。

しかし、町としても食物アレルギー対応は避けて通ることができない問題であると認識しておりますので、町独自でマニュアルを作成していきたいと考えております。

3点目ですが、食物アレルギー対応の手引につきましては、ただいま答弁したとおり検討したいと考えております。また、専門医からのアドバイスや研修等については、県の対応マニュアルにもあるように医師の確認は欠かせない部分でもあります。アレルギーを有する児童・生徒に対しては、対応を誤ると生命を脅かすという認識を持って、学校、保護者、教育委員会が連携を密にし、情報を共有し慎重な対応に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

まず、食物アレルギー対応についてですが、課長から答弁いただいて町独自のマニュアルをつくっていただくということなので、万全を期していただけるのかなというふうに思っていますが、今までの対応で少し確認しておきたいことがあります。今までは県のマニュアルに沿って対応をされていたということなんですが、この食物アレルギー調査ですね、子供に対しての調査というのはどういうときにこういった形でされていたのかお伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川和なみ子君） まず、学校に入る前の就学前にアレルギーの検査をいたしております。あと毎年学校ではアレルギー関係の質問ということで、保護者のほうに対応をとっているということをお伺いしております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 就学時健診のときと最低年1回は調査をされているという認識でよろしいのでしょうか。その際に、家の子はこういうことにアレルギーがあるんですよということを保護者が出してくるわけですが、その保護者がアレルギーですと言ってくる根拠ですね、医師の診断書というのは取っているのかどうかお伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川和なみ子君） 医師の診断書は全て取っているというわけではないんですが、アレルギー疾患に関する疾患調査票ということで、アレルギーに関して指導表というの

を学校でつくっているんですね。そういった際には必ず医師の診断書を添付していただくことになっておりますが、先ほど21名ということで数字を申し上げましたが、全て医師の診断ということは取っているという状況ではありません。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） これはやはり医師の診断書をきちっと取っていただいて、それに対する対応というのをとっていただいたほうがより確実ですし、安全な対応が取れると思うんです。保護者が小さいころからこういう物を食べるとこういう反応が出てというそういった経験に基づいての申告というのがあると思うんですが、それに対してもきちんと医師の診断を取っていただくという、それがやはりきめ細やかな安全対策につながると思いますので、ぜひ全員にアレルギーに対する診断書をつけるように指導を変えていただくということはどうでしょうか。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） アレルギーについてはですけども、議員のおっしゃるとおりで、これは医師の診断書に基づいてやるのが普通だと思っています。というのは、これははっきり聞いたわけではないですけども、子供がこの食べ物は嫌いなのというようなことで挙げてくるということもあるという話も聞いております。ですので、やはり診断書を取って医師とその保護者がどういうふうに対応したほうがいいのか、それを学校のほうへ上げてくるというのが一番いい方法だと思いますので、その辺は今後徹底していきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 診断書による対応をしていただくということでお願いしたいと思えます。それと献立表ができますよね、それに対して栄養教師がそのアレルギーを除いたものの献立表を、予定表を出すと思うんですが、その確認というのは保護者に渡して、こういうものを今月は除去して提供しますよという、そういう確認というのは保護者の間でとれてますか。

○議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川和なみ子君） アレルギーに対しても幾つか種類があると思うんですね。ですので、献立表はそのアレルギーごとに別献立で、一応そういった子に対して保護者、そ

れから学校ということで献立表については対応しております。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 保護者にきちんとその予定表を配布して、代がえ予定を確認していただいているという認識でよろしいんですね。

それと先ほどアレルギーのある子に対する給食が最初に配るということがありましたが、配るときに児童・生徒の名前を明記した専用食器ということで配食しているかどうかをお伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川和なみ子君） 除去したのですが、那珂川町の場合はパンと牛乳ということですので、特に食器については一般の子と同じでございます。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） そうすると、それ以外のおかずの中で、例えば卵アレルギーの子が卵が入ったものがおかずの中に入ってきたときにそれを除去している物を出しますよとか、そういった対応というのか、そういうアレルギーの子は今までいないということで認識してよろしいんですか。

○議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川和なみ子君） その子の症状によっていろいろまちまちなんですが、例えばアレルギーのある食物を含んでいるものについて、例えばエビとかカニがありますよね、そういったものだけを取り出してそのものは食べるような子もいるし、例えばその入っているときは全然食べないという子もおりますので、その子によって状況は違ってくると思います。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） その辺がちょっとやはりあやふやですね。エピペンを使用しているような重篤なアレルギーの子がいないということは聞いておりますが、やはりどこでそういう状況になるか、変化するかというのは予想がつかないところでありますので、やはりきちんと対応を一人一人、児童・生徒名を明記した専用食器の配食ということをぜひ前提に考えていただいたほうがいいと思います。あとは先生が学級担任などが不在のときに対応する責

任者は誰なのかとか、また、対象児童・生徒に誤って食べないように、周りの児童・生徒に対して先生は指導をしているのかとか、いろいろなやはり問題が出てくると思うんですよね。その辺、ここでいいという曖昧な線引きではなくて、きちんとしたマニュアルをぜひ町としてもつくっていただいて、本当にアレルギーというのは一步間違えれば死に直結する危ないものなんだということを、学校、教育委員会、そして給食センター等で認識をともにしていただきたいと思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） お答えをします。

今それほど現在の那珂川町の児童・生徒はいないということを聞いていますけれども、例えば小麦がだめだというときに、小麦の粉が飛んで入ってしまうとその子にとっては大変なことになりますけれども、ですからそういう子供のために別のレーンを使ってやれる、給食をつくるというのが一番いいんでしょうけれども、本町では残念なことにその給食センターがそのようになっておりませんので、那須烏山市は1レーンはそういう子供のためにレーンがあって、それ専用の給食をつくるんですね、今年度できたのが。本町の今の給食センターではそれができませんので、十分気をつけなくてはならない、今はいませんけれども、今後、あるいは今の子供がもっとひどくなる場合もありますので、そば粉がだめだという子もいますけれども、そば粉が飛んでしまって器についてしまうともうその子はだめなので、その辺の器なんかは検討していかなくちゃならないかなというような考えを持っています。

それから、今代替食が本町では今お話ししましたようにつくれませんので、牛乳は飲めませんと牛乳をとるだけで、それからパンがだめですというときはパンをとるだけで、ではパンのかわりに何かを出すというようなことは、今はちょっと給食センターで調理ができませんので、今後課題になってくるかなというふうな考えは持っています。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

[5番 益子明美君登壇]

○5番（益子明美君） 教育長がみずから課題を出していただいたわけですが、ではそういう課題があつて問題だということは認識されているわけですね。教育長としても学校教育課としても。でしたらそれはどういうふうに解決していかなくてはいけないのかというのをやはりご提示いただかないと保護者も心配ですし、子供の安心・安全につながらない。まさしくその給食センターがそういった個別の部屋がないというのは問題だと私も認識しています。そ

の予算をどうするかというふうにそこまで本当は質問をしたいところですが、なかなか予算の関係上それもできないとなったら、せめてきちんと代がえとする安全性というのを示していただくのが行政の立場ではないかというふうに思いますので、その辺、これは教育委員会の問題ですけれども、町長、その子供たちの安全・安心な食事のために、給食のためにそういったことを今後給食センターも含め考えていかななくてはいけないということを認識として持っていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） このアレルギー問題は本当に私もこんなに大勢の方がいるとは思ってもおりませんでしたけれども、本当に命にかかわることですので、教育委員会のほうともよく相談して、その対策については相談してまいりたいと思います。これは本当に今教育長が言ったように、小麦のアレルギーを持っている方がそれを給食をつくるときに入ってしまうと大変なことにもなりますし、そういう意味でやはりその対策はしなくちゃならないのかなと、そう思います。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） この問題の重要性については町長も理解していただいたと思いますので、きちんとした対応を町としてもとっていただき、すぐできることは、例えば先ほど申し上げましたように、子供の名前のついた食器ですね、そういったものをきちんと使って、できれば代替食をこのエビ、カニが食べられないからそれは抜かしたものというふうに、全てそういうふうに抜かした物だけでとってくるということになると、栄養面ということにも関係してきますので、そういったことはしっかりやっていただきたいと思います。

この件に関しては、いろいろと申し上げましたのでしっかり対応していただくということで次の質問に移らせていただきます。

それから、特別支援教育体制の整備強化についてお伺いいたしました。

何が問題かという、やはり特別支援を担当する教員の指導力というのが、例えば特別支援学校に入るような資格を持った先生が必ずしもそういった対応をとれるような先生が担任としてついていないという、これは那珂川町だけでなくこの自治体でもそういった問題があるというふうに認識されているんですね。そういった先生たちを、では教育委員会として、行政としてどうやってフォローをして子供のためにいい教育を、その子その子に合った教育をしていくことができるんだろうかということを考えていくのが行政の責任かと思うんです。

その辺、いろいろ支援に関してどういうことを町はやっていますよということをいろいろと挙げていただいて、新しくスクールカウンセラーも配置していただいたり、支援員をふやしていただいたりとか、さまざまなことをしているとは思いますが、その上でもやはり問題があるということは、それ以上に対策を考えなくてはいけないということを認識していただければと思います。

どこの何がいいというふうに私が言うといつも非難されるので余り言いたくはないんですけども、例えば大田原市なんかでは、ここは平成19年度のモデル事業となっているところなのでとても進んでいるとは思いますが、早期総合発達支援協議会というのがあって、何か問題があるときにはそこの委員会から意見を伺っているんですね。そこの委員さんというのは小児科の医師であったり、あそこは国際医療福祉大がありますので国際医療福祉大の教授、OTやSTの先生方、臨床心理士、小・中学校校長会長、それからPTAの代表とか保護者会の代表、町福祉部の行政職員、いろいろな人が集まって、今起きているまさに学校で児童・生徒に対してこういうことが起きていてそこにどういった支援が必要なのかということとを共通理解のもとに話し合うという場があるんですね。ここの研修を含めその委員から意見を伺うということがとてもその担当の先生の援助に役立っているというふうに聞いています。

こういった外部組織をまずつくって、専門家の医師を招いたような協議会を立ち上げて、那珂川町もしっかりとした特別支援教育ができるような体制をつくっていくという考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） まず、先ほどの専門の先生ということですが、実際に今本町で特別支援教育を担当している先生方は、そういう特別支援に関する学校を卒業してきたわけではありませんけれども、内地留学をしたり、いわゆる特別支援学校との交流研修をしたり、そういう先生方が実はうちのほうではなっていますし、先生みずから特別支援教育を担当したいという先生を、これは那珂川町に限ったことではありませんけれども、人事を決めるときにそういう方向で希望する欄がありますので、それを見てどこへ配置するかということは決めていますので、全くの素人ではないということだけは理解していただきたいと思います。

それから、特別支援教育に今特別支援学級にいる子供たち、児童・生徒は小学校、中学校を合わせて21名おります。学級にですね。それから、通常学級に普通学級にいて専門医に広

汎性発達障害ですよ、学習障害ですよという診断を受けている者が29名おります。小学校24名、中学校5名、それから担任の先生方が、そういう専門医の判断は受けていないけれども、どうも課題があるなという人たちが、小学校47名、中学校11名、計108名本町には在籍をしていると言われます。先生が判断しているのはピンからキリまでありますので、真ん中をとったとしてもかなりの数がいます。そのほかに幼稚園、保育園がいますので、そこにも在籍していますので、これを一人一人見ていくということは大変なことですし、それだけの人員をふやすということも大変なことですし、学校には特別支援の子供たちばかりではなくてほかにも子供たちがいますのでそういうのもやはり一人一人の教育的ニーズはそれぞれありますので、これはなかなか一人一人に合ったということを全部やるのは大変なことだなという感じはしています。

県のほうへも要望はしていますけれども、この特別支援学校を卒業した特別支援教育に関して卒業した先生方をたくさんとってくださいよと、それからそういう専門の先生を配置してくださいというのは、市町村教育委員会連合会としても県のほうに要望をしております。

それから、大田原市の例が挙がりましたけれども、本町では那須烏山市と合同で就学指導委員会というのができています。それには専門医師、それから言語聴覚士、それから関係機関職員として児童相談所、それから教育事務所、子ども発達支援センター、特別支援学校、特別支援学級設置学校長会とか、それから養護教諭の先生方、特別支援学級の担任の代表とか総勢15名で組織ができていて、年に最低3回はそういう子供たちの検査なり相談なりはしていますので、これを生かしていければ新たに組織をつくらなくてもこれで対応できるかなというふうに考えております。

そのほかに町として要保護児童対策協議会というのがありますので、これは毎月ケース会議が行われておりますから、その辺のところへも出てくる、ケース会議に上がってきてみんなで相談をする、それ以外はこういう方たちが一緒に入ってやっていますので、その辺も活用ができるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 今までさまざまな取り組みを行ってきたのになかなかうまくいかないというところに問題があるということを認識していただけますかというものが前提でお話をさせていただいているんですね。本当にこの特別支援に対する取り組みは大変だと思います。

例えばまた大田原市の例を挙げて申しわけありませんけれども、大田原市では小学校20校中12校に22名、中学校9校のうち7校で10名の児童・生徒が特別支援学級になっているというんですが、それに対して何と市の学習相談支援員というのが60名も配置されているんですね。2億7,000万円もの市単の予算が組まれている、それぐらい大変な事業なわけですね。

だから、町としてもできる限りのことは多分一生懸命にやっているという教育長のお話だったと思います。予算の関係もあるかもしれない。でも教育に関しては日本全国どこに住んでいても同じものが受けられなければいけないわけです。だから、その溝を埋めるために那珂川町としてはどういうことをしていくのか、それをお聞きしたかったんですが、今までのことで十分であるという教育長の認識でよろしいんですか。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 町単での学習補助教諭と学習支援員の増員は毎年数は少ないですけどもしてはいただいているんです。私が現職のときはゼロでしたので、それを全部学校でやらなくちゃならなかったんです。それを町にお願いをして、これだけいるんですと子供たちが今、何とかこれを町のほうの予算で教職員をつけていただけませんかということでお願いをして、今は12名になってきている。これはでも他市町から比べると少ないですけども、毎年1名、あるいは2名の増員を図っていただいておりますので、これではもちろん足りませんので、今後ともまた要望はしていきたいと思いますが、財政面のこともありますのでなかなか難しいところもありますけれども、この辺は今後町と財政面のほうと協議しながら進めていきたいと思っています。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 時間が少ないので、特別支援ばかりにちょっと時間を割いてられないんですが、そういった現状というのは町長おわかりになっていただいたと思うんですね。ですから、やはりできるだけ財政的支援も教育委員会に対してこの特別支援に対してもしていただければと思いますので、ちょっと町長のお考えを最後に1点だけお聞かせください。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） ただいま教育長の説明どおりでございまして、いろいろ教育委員会のほうでもこの問題については真剣に取り組んでおります。そのようなことから、教育委員会のほうからご要望があれば、それなりの対策をしていきたいとそう思います。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） あと最後に1点だけつけ加えておきたいんですが、その特別支援に関する教育を受けている子たちへの保護者の理解とか周りの理解とかほかの保護者の理解とかという問題が先ほど出てきましたけれども、そのまず保護者への理解をどのように得るかというときには、先生の対応が一番大きいんですよね、先生が何かそういった問題が保護者から上がってきたときに、いえこれはこういった発達障害者支援法にのっとってきちんと守られるべきノーマライゼーションの立場からきちんと守られるべき子供たちなんだと、そういうことをしっかり説明する必要があると思うんですね。そういうのがきつとなされていない現状があるということをお聞きしております。

先生のまずはきちんとした理解と、子供たち同士でもいじめとか暴力に、言葉の暴力とかにつながっていく場合が多いと思うんです。そういうときもやはり先生がきちんとそうではないんだよと、何々ちゃんはこのところが苦手なところがある、みんなと違うところがあるけれども、みんなだってそれぞれ特性があるよねということをおきちんと伝えて教えてあげる、そういうことが必要であると思いますので、ぜひその辺は、やっではおられるとは思いますが、さらに深めていっていただきたいと思います。これは答弁は結構です。

それから、3つ目のふくろう協定についてですが、観光文化交流をして昨年度からいろいろしていただいているところですが、本当に豊島区というのは巨大な都市でありますので、那珂川町から見ればその交流人口のための一番の窓口となるところですよ、そこにやはりいろいろな対策をお願いすれば、町としてもこれ以上ないいろいろな手だてができると思っているんですね。

過去にどうしたら那珂川町に豊島区から来てもらえるのか、どうしたら那珂川町の物産を豊島区の人に買ってもらえるのか、そしてどうしたら那珂川町に住んでももらえるようになるのか、企業誘致でもIT企業のサテライトオフィスなどはどうかとか、いろいろ提案はしてきたわけですよ、そういうことも昨年はまだこれから始まる場所ですからいろいろな交流を積み重ねた上で提案をしていきたいというふうにおっしゃっていただいていたと思うので、そういうことを常に頭に置いていただいて交流事業を進めていただきたいと思うんですね。その中で、文化事業に対してはお互いともいいものを持っている関係があると思うので、ぜひ推進していただきたいと思うんですが、1つに何か図書館サミットというのをやっているそうなんですね。図書館サミットとかそういったシンポジウムとかに町の職員

を派遣したり、そこに入り込んでいろいろなものをこちらからも提供をしたり受け取るということができないかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） 文化交流を進めるに当たりまして豊島区とこういった協議を進めてきたと思いますけれども、文化施設の拠点でありますそういったところを研修したり、今お話にありました図書館サミットなどもこれからちょっと調査研究もしていきたいと思えます。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） いろいろ前向きに取り組んでいただけるようなご答弁をいただいたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、もう一つ、どうしたら住んでもらえるかというところの窓口としても、豊島区との交流の中で、例えば高手の里がまだ売れていませんよね。そこを何とか豊島区の区民の皆さんに紹介する手だてを考えていく、都市の人は田舎に住んでみたいという人もいるわけですから、そういったことを何とか豊島区の方に紹介をしていく考え方はありませんか。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 既に豊島区には高手の里のパンフとかは行っております。いろいろなイベントとかに行っておりますので、それをこれから少し広げていきたいと思っております。今のところ3区画ですので、あと7区画空いておりますので、そこを何とか埋めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） お知らせしているけれどもなかなかちょっと余り興味を持ってもらえないという状況なんではないでしょうかね、それももただパンフレットを渡すだけでは難しいと思えますよ、どういった体験ができますよとか、住んでみるためにはこういったプレ的な何かを催すというか、パンフレットだけではだめだと思えますので、ぜひその辺も考えてイベント等、または役場、区役所の窓口、また観光協会の窓口などに積極的に置いていただく、また、事業としてこういうことを要望していこうというふうに考えていただければと思えますので、町長、ひとつその考えについてどうですか。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） この文化観光協定を結んだんですが、お互い豊島区にしてみれば自分のところに来てもらいたいといそういう考えなんです。那珂川町是那珂川町としてやはり豊島区から来てもらいたいということなんです。

ですから、これはお互い自分のそういう那珂川町なら那珂川町のいいところを向うにPRしなくちゃならない、積極的にPRしなくちゃならないと思うんです。そういう意味で4月でしたか豊島区の区長に会ってまいりました。いろいろこういう施設もあり、こういういいところもあり、ぜひこれからもなお一層そういう意味では交流も深めていきたいと思いますという話をしてまいりました。その中で、豊島区に防災協定を結んでいないので防災協定も結びましようという話もしてまいりました。考えるということでございますので、この話も進めてまいりたいというふうに思います。

いずれにしてもやはりこっちから積極的にアタックしていかないと、PRしていかないと来てくれないので、そういう意味でこれからも豊島区といろいろなイベントもありますし、そういうときには積極的に参加し、あるいはこちらのイベントのときには来てもらうように、そういう意味でのこれからの付き合いをしていければ、いくつもりでおります。

○議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） さまざまな形で交流事業がより深くなって、お互いにいいものを引き出せるような関係づくりを続けていっていただきたいと思います。

それでは、最後の処分場問題についてですが、県が搬入ルートを変更しましたよね。搬入ルートを変更したというのは、きのうの小林議員の質問の中にも答弁がありました、1カ所になってしまったんですよね。そうするとその搬入道路を目指してアクセス道路が1本しかない状況があります。今のところ293号線から接続して馬頭の下を通過して幼稚園の前を通過してそして入っていくという道路しか考えられませけれども、一番の問題はその幼稚園にいろいろな影響が出てしまうのではないかとということが懸念されます。

その中、きのうの答弁では時間帯を考えるとかおっしゃっていましたが、幼稚園の園児が活動している時間帯にそこを通さないなんていうことは絶対無理ですので、その辺幼稚園への配慮とか、あとはアクセス道路の計画とか、搬入道路を変更するのに当たって、町としての考えをきちんと県にお伝えしているのでしょうか。

町が要請しているということには変わらないわけですから、町の責任としてきちんとそう

いうところを県に、計画段階よりも前にこういうことをきちんと対処してほしいということ
を伝えていくべきであると思いますので、その点、最後に1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） いろいろな施設と幼稚園がありますので、進入路については今のところ3カ所に考えられます。アクセス道路ですか、そういう中であって幼稚園のところが大體主力の道路に多分なるといふ、ですからその配慮しろということなんですが、この点についてはまだ進入道路が決まったばかりなので、アクセス道路が決まったばかりなので、そういう意味についても県と協議をしてみたいと思いますが、これからの問題ですので、よく県のほうにも要望をしてみたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 5番、益子明美さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終了といたします。

ここで休憩します。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木和江君） 再開します。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（鈴木和江君） 日程第2、報告第1号 平成24年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越
計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました報告第1号 平成24年度那珂川町一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

報告第1号の平成24年度繰越明許費については、去る3月定例会において繰越明許費として議決をいただいたもので、農業基盤整備促進事業を含めて5事業について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細については、担当課長から説明をさせます。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

平成24年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容であります。5款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備促進事業費は、吉田地区、後沢地区用排水路整備事業費として5,900万円を繰り越したもので、県支出金が3,245万円、負担金が590万円、一般財源が2,065万円となりました。

7款土木費、2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は町道76号線の改良舗装工事として4,150万円を繰り越したもので、国庫支出金が2,460万円、地方債が200万円、過疎対策事業債、一般財源が1,490万円となりました。

また、町道改良舗装事業は、町道一渡度大鳥線及び町道都新道線の改良舗装工事として6,010万円を繰り越したもので、地方債が5,400万円、過疎対策事業債、一般財源が610万円となりました。

9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校施設整備事業費は、体育館耐震補強大規模改修工事として6,821万円を繰り越したもので、国庫支出金が1,725万3,000円、地方債が4,740万円、緊急防災減災事業債、一般財源が355万7,000円となりました。また、小川小学校施設整備事業は、校舎大規模改修工事として2億4,200万円を繰り越したもので、国庫支出金が6,733万2,000円、地方債が1億3,000万円、合併特例債、一般財源が4,466万8,000円となりました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（鈴木和江君） 以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（鈴木和江君） 日程第3、報告第2号 平成24年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました報告第2号 平成24年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを説明をいたします。

報告第2号、これは平成24年度一般会計予算のうち林業・木材産業構造改革事業に係る費用3,000万円を事故繰越しとして平成25年度に繰り越したものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越し繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細については、担当課長から説明をさせます。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

平成24年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書をごらんください。

その内容でございますが、5款農林水産業費、2項林業費、林業・木材産業構造改革事業は、県北木材協同組合への補助事業として3,000万円を繰り越したもので、県支出金が3,000万円であります。

本事業は製材関連機器、製材関連施設整備事業において、木材乾燥機をイタリアから輸入する際、ユーロ圏の経済情勢が不安定になったことで資材の調達不備による製造遅延、それに伴う船便の遅延により工期がおくれたため、やむを得ず事故繰越しをしたものでございます。現在は木材乾燥機の輸入設置も完了し、5月下旬より稼働を開始しております。

以上で事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

○議長（鈴木和江君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（鈴木和江君） 日程第4、報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

株式会社まほろばおがわは平成13年に設立され、翌年4月にまほろばの湯・湯新館がオープンして以来、今年度で第12期の決算となりました。

経営状況の概要を申し上げますと、第12期は、入館者数が11万9,000人で売上高9,652万円、当期純利益が1,565万円となりました。源泉ポンプ故障等の休業がありましたが、入館者数、売上高はともに増加したほか、東京電力からの賠償金を加えると、当期純利益を生むことができました。町といたしましては多くの方にまほろばの湯を利用いただくため、誠意、笑顔、清掃の徹底を指導するとともに、まほろばの湯・湯新館の健全経営を支援し、引き続き努力してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細については、担当課長から説明をさせます。

○議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） それでは補足説明をいたします。

第12期決算報告並びに第13期事業計画の2ページⅡ会社の概況、（1）主要な事業内容をごらんください。

会社は、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っているものであります。

次に、株式会社まほろばおがわの経営状況について、5ページの貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、合計額は1億220万4,695円です。うち現金・預金は9,242万6,586円です。起債の部、合計額は1,118万1,609円です。未払金は831万5,067円です。

次に、純資産の部、合計額は9,102万3,086円で、負債、純資産の部、合計額は1億220万4,695円となります。

次に、6ページの損益計算書についてご説明申し上げます。

売上高は9,652万8,775円で、うち入場料は4,430万2,400円で、これから売上原価1,976万3,404円、販売費及び一般管理費8,205万2,560円を差し引くと528万7,189円の営業損失となりました。さらに営業外収益で福島原発事故風評被害賠償金等を加えると1,586万3,462円の経常利益となり、法人税等を差し引き1,565万3,962円の純利益となりました。

7ページは販売費及び一般管理費の内訳であります。人件費3,918万8,880円、経費4,286万3,680円で、合計8,205万2,560円です。

8ページは株主資本等変動計算書の内訳でありますので、ごらんください。

12ページは13期株式会社まほろばおがわの事業計画書であり、2の事業計画では(1)年間入場目標13万5,000人としています。

14ページから収支計画書については、総売上高1億998万円を見込んでおります。

15ページは、売上原価販売費及び一般管理費に要する表になります。また、右の欄最後の項になりますが417万円の当期利益を含んでおります。

以上、報告を終わります。

○議長(鈴木和江君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(鈴木和江君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第3号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木和江君) 日程第5、承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大金伊一君登壇]

○町長(大金伊一君) ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正す

る条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い那珂川町税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の改正点は、独立行政法人森林総合研究所の事業に係る特例措置を廃止するものであります。これは独立行政法人森林総合研究所が旧緑資源機構から引き継いだ事業の実施において、税負担の軽減措置がとられていましたが、当該事業の進捗により、今後の適用対象がなくなったことから廃止するものであります。

なお、当町におきましては対象となる事業はありませんので申し添えます。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、活躍いただいております長山宣弘氏は、本年9月30日をもって任期を満了しますが、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦いたしたいと存じます。

長山宣弘氏は平成22年10月1日から1期3年間、大変熱心とその職責を果たしてこられました。また、地域においても人望が厚く、人格、識見とも申し分のない方であり推薦したく提案するものであります。

今回の議会の意見をいただきました上、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになります。

なお、参考までに現在当町の人権擁護委員は高林和男氏、石川周一氏、薄井忠恵氏、堀江喜代美氏、渡邊恵子氏、藤田悦子氏と、今回お願いをいたします長山宣弘氏の7名であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 日程第7、議案第2号 那珂川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、中心市宣言を本年3月に行った大田原市と関係市町の連携を安定的に維持、拡大していく観点から定住自立圏形成協定の締結等について、議会において議決すべき案件とするため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき条例を制定するものであります。

詳細については担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

この条例の制定につきましては、大田原市を中心といたします定住自立圏域において構成市町であります那珂川町、那須塩原市、那須町、茨城県大子町、福島県矢祭町、棚倉町及び埴町の2市6町とそれぞれの間で協定を締結し、相互の役割分担に基づく取り組みを推進するため、当該協定の締結、変更及び廃止について議会の議決を得ることを、平成20年12月、国において制定されました定住自立圏構想推進要綱の制度上の要件となっております。議会

の権限に属する事件について規定しております地方自治法第96条第2項に基づき、協定の締結要件となっております議会の議決事件として位置づけるため、条例の制定を行うものであります。

附則は、条例の施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 日程第8、議案第3号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町税条例の一部改正につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法の一部を改正する法律等が施行されましたことに伴い、那珂川町税条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正点は、延滞金等の利率の引き下げによる納税環境の整備や個人住民税などの税負担軽減措置等となります。

詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木和江君） 税務課長。

○税務課長（小室金代志君） 補足説明いたします。

お手元には参考資料として町税条例の主な改正内容を配付しておりますので、ごらんいただきながらご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

所得関係であります。延滞金等の利率に関する改正があります。これは近年の低金利状況を踏まえ見直しが行われたものです。現行制度では延滞金の割合が納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間、現行の特例により年4.3%、それ以後年14.6%、また還付加算金の割合は年4.3%とされています。

改正後の延滞金の割合は、納期限1カ月以内の期間が特例基準割合に1%を加算した割合、1カ月を過ぎると特例基準割合に7.3%を加算した割合になります。

また、還付加算金の割合は特例基準割合になります。例を挙げますと直近の特例基準割合が2%ですので、延滞金につきましては納期限1カ月以内が4.3%から3%、それ以後の期間年14.6%から9.3%になります。

還付加算金は年4.3%から2%になります。

また、附則第4条関係になりますが、納期限の延長があった場合に課されるものの割合は、特例基準割合となります。

2ページになります。

個人住民税関係であります。主な改正内容は、まず初めに寄付金税額控除であります。平成25年から復興特別所得税が課税されることから、所得税において寄付金控除適用を受けた場合には、所得税額を課税標準額とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄付金に係る特例控除額の見直しを行ったものです。

具体的には、地方公共団体に対する寄付金のうち2,000円を超える額について個人住民税、

所得税及び復興特別所得税を合わせて一定限度まで全額を控除することができるようにしたものです。

次に、公益法人等に係る町民税の課税特例ですが、譲渡所得の非課税適用範囲を拡充したものです。具体的には公益法人等に財産を寄附した場合、譲渡所得が非課税となりますが、その寄附を受けた財産を他の公益法人等に譲渡した場合において、一定の要件のもとで非課税特例を継続適用できるものです。

次に、住宅借入金特別税額控除で住宅ローン控除の延長拡充であります。個人住民税における住宅ローン控除を、平成26年から平成29年末まで4年延長するとともに、平成26年以降の税額控除限度額を拡充するものです。具体的には所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除し切れなかった額を限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

次に、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例では、認定事業用地、適正計画の事業用地の区域にあり土地等の交換等の場合、譲渡所得の課税特例を廃止することとされたので、特例対象から除外したものです。

その他は、項ずれ等による規定の整備となります。

3ページ、固定資産税関係になります。これは都市再生特別措置法に規定する管理規定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税との課税標準の特例措置を、我が町特例として追加するものです。条例で定める割合は3分の2としました。

附則2条から4条は、延滞金、町民税、固定資産税の経過措置を規定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 日程第9、議案第4号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 平成25年度一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、防犯灯のLED化事業について債務負担行為をするほか、平成26年度から統廃合をする小川地区小学校の準備に係る経費3,600万円を計上するものであります。

これにより補正額が歳入歳出それぞれ3,600万円の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は83億1,600万円となりました。

内容の詳細については担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表、債務負担行為でございますが、防犯灯のLED化事業においてエスコ事業を導入するもので、平成26年度から平成35年度までの期間、2,587万5,000円を限度とするものであります。

続きまして、8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項4目教育費国庫補助金の補正額は500万円の増で、へき地児童生徒援助費等でスクールバス購入に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,100万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページの歳出に入ります。

9款教育費、2項1目学校管理費の補正額は3,600万円の増で、小川地区3小学校の統廃合に係る準備経費で、3小学校の事前交流事業費、統廃合準備委員会補助金、スクールバス購入費などに係るものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 日程第10、発委第1号 那珂川町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、益子明美さん。

〔議会運営委員長 益子明美君登壇〕

○議会運営委員長（益子明美君） ただいま提案になりました発委第1号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年9月に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、委員会に関する規定が簡素化された改正が本年3月に施行されたことに伴い所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、これまで地方自治法で定められていた議員は少なくとも1の常任委員となるという常任委員会への所属義務並びに常任委員及び議会運営委員の選任、特別委員の選任、及び在任期間の規定が条例に委ねられたことから、これらの規定を第8条第1項、同条第2項及び同条第3項として加え、改正前の同条第1項の規定を第4項とするものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 日程第11、発委第2号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、益子明美さん。

〔議会運営委員長 益子明美君登壇〕

○議会運営委員長（益子明美君） ただいま提案になりました発委第2号 議員の派遣について提案の趣旨説明を申し上げます。

昨年10月24日から25日にかけて、姉妹都市であります滋賀県愛知郡愛荘町の議会議員が、行政調査と交流を目的として当町に来町されました。当町議会におきましても、愛荘町を訪問し、姉妹都市としての交流をさらに深めるとともに、1つ目として、住民票、印鑑証明書等のコンビニエンスストアでの発行について。2つ目として給食センターにおける食育の取り組みについて。3つ目として議会改革の状況調査をするため愛荘町へ、また議会改革について調査を行うために三重県鳥羽市への全議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 日程第12、陳情第3号 宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

この件に関しましては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、小林 盛君。

〔総務企画常任委員長 小林 盛君登壇〕

○総務企画常任委員長（小林 盛君） 総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

今期定例会において審査を付託されておりました宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出を求める陳情については6月4日に委員会を開催し、関係職員の出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情の内容は、南那須地区は、南那須地区広域行政事務組合を設立し、病院やごみ処理消防等の共同処理を行うなど地域間の連携を図り、生活圏を共有してきた。そのような中で、平成26年6月を目途に、宇都宮地方法務局烏山支局を廃止し、那珂川町に関する事務は大田原支局に、那須烏山市分は宇都宮地方法務局に分割、統廃合されるとの説明があった。仮に烏山支局が廃止となれば、那珂川町から大田原支局までの距離は遠くなり、手続に時間もかかり不便を来すことになる。

また、少子・高齢化の進行は那珂川町でも例外ではなく、まちづくりを進めていく上において烏山支局の廃止は地域活力の大きなマイナス要因となり、利便性や地域間連携を無視した分割、統廃合を認めることはできないもので、国の関係機関に意見書を提出してくださいというものであります。烏山支局が分割、統廃合となれば、那珂川町に関係する事務手続に不必要な時間が費やされるだけでなく、まちづくりを進めていく上でも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

よって、本陳情についてはその趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（鈴木和江君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第3号 宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は採択であります。この陳情は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鈴木和江君） 日程第13、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の事件、林道城間線の早期の町道認定の請願書について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

産業建設常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鈴木和江君） 日程第14、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の事件、本町地区農業用水路改修に関する請願書について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りします。

産業建設常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鈴木和江君） 日程第15、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、委員会において審査中の事件、「教育費無償化」の前進をよめる陳情について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鈴木和江君） 日程第16、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、委員会において審査中の事件、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時49分

○議長（鈴木和江君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（鈴木和江君） ただいま総務企画常任委員長から、発委第3号 宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木和江君） 追加日程第1、発委第3号 宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案はこの際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めるとします。
提案の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長、小林 盛君。

〔総務企画常任委員長 小林 盛君登壇〕

○総務企画常任委員長（小林 盛君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第3号 宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出について提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出を求める陳情に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出については、原案の

とおりに決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木和江君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成25年第2回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時54分